



悩みや心配ごとについてご相談ください

人権擁護委員に越石さん

4月1日付で、法務大臣から、越石真理子さん(陣場)が人権擁護委員に委嘱されました。人権相談は、毎月第2木曜日に老人福祉センターで行つ

ています。詳しい日程は広報よしおかでご確認ください。
▼問い合わせ先
健康福祉課 高齢福祉室
☎26・2247(直通)

農業者や付近の住民が困っています 水路に草刈り後の草やごみなどを捨てないで!

草刈り後の草やごみが原因で水路が詰まったり、水があふれたりして、民家や田畑・道路に被害が出ています。また、水路を利用できなくなるケースも多く見られています。

水路の詰まりや、それによる水があふれは、水路を利用する農業者や付近の住民に大変迷惑をかけることとなります。水路へ草やごみなどを捨てないよう、よろしくお願ひします。

▼問い合わせ先
産業建設課 用地管理室
☎26・2279(直通)



水路に詰まっていた草やごみ

水路が詰まり、道路に水があふれている

7月1日から受け付けます

国民年金保険料の免除・納付猶予申請

保険料が納め忘れの状態や、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。保険料の納付が困難な場合は、**保険料免除制度や納付猶予制度**が利用できます。役場の保険室窓口で手続きをしてください。申請書は窓口を用意してあります。

失業などで保険料の納付が経済的に困難になり、申請を忘れて未納期間がある人などは、ご相談ください。
※2年1カ月前までの期間について、さかのぼって免除の申請ができます。

平成30年度の
免除などの審査は、
**平成30年7月分～
平成31年6月分**
の期間が対象です。



国民年金保険料は
納付期限までに納めましょう

平成30年度の保険料は、**月額16,340円**です。

▼保険料の納付方法

- ① 金融機関・郵便局・コンビニで納付
- ② クレジットカードで納付
- ③ インターネットなどで納付
- ④ 口座振替で納付

日本年金機構では、保険料の未納者に対して、早期に納付するよう案内を行っています。未納のまま放置すると、督促が送付され、指定の期限までに納付が無い場合は、延滞金を課されるだけではなく、納付義務者(被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者および世帯主)の財産を差し押さえられることがあります。早めの納付をお願いします。

▼相談・問い合わせ先

浜川年金事務所 国民年金課
☎22・1607
(役場)健康福祉課 保険室
☎26・2249(直通)

ご存知ですか？障害者差別解消法 合理的配慮を心がけましょう

障害者差別解消法は、障害を理由とした不当な差別の取り扱いを禁止し、障害者の申し出に応じて合理的配慮の提供を行います。

- ▼不当な差別的取り扱いの例
- 窓口対応を拒否する
- 説明会などの出席を拒む
- 障害を理由とした不当な条件をつけるなど

- ▼合理的配慮の例
- 必要に応じて筆談や代読をする
- 段差がある所を補助する
- 周囲の理解を得た上で手続きの順番を変更するなど

- ▼相談・問い合わせ先
- 相談・問い合わせ先
- 群馬県障害者差別相談窓口
- ☎ 30・0294
- ☎ 027・251・1166

新成人の門出を祝う 成人式のご案内

- ▼期日
- 平成31年1月13日(日)
- ▼時間
- 午前10時～
- (午前9時30分受付開始)
- ▼場所
- 文化センターホール



昨年の様子

- ▼対象者
- 平成10年4月2日～平成11年4月1日生まれで、町内に住所を有する人、または吉岡中学校を卒業した人。
- ※対象者には11月下旬に案内はがきを送付します。
- ▼問い合わせ先
- 教育委員会事務局生涯学習室
- ☎ 54・1054(直通)

下水道排水設備工事指定店へのお願い 責任技術者の資格更新

下水道排水設備工事責任技術者資格の有効期限は5年です。平成30年度が期限となる責任技術者は講習を受講しないと資格が失効します。町内の指定工事店では、自社の責任技術者の資格更新の状況などにご注意ください。

- ▼平成30年度に資格が失効する人

排水設備責任技術者証の有効期限が平成31年3月31日の人。※対象者には自宅へ書類が郵送されます。

- ▼申込期限
- 7月31日(火)

- ▼問い合わせ先
- 上下水道課 下水道室
- ☎ 26・2284(直通)

これから資格を取る人は：
下水道排水設備工事責任技術者資格認定共通試験

- ▼期日
- 10月14日(日)
- ▼時間
- 午前9時～正午
- ▼場所
- 高崎経済大学
- ▼受験料
- 8,500円
- ▼申込書配布期間
- 8月1日(水)～31日(金)
- ▼申込書配布場所
- 上下水道課 下水道室
- ▼申し込み方法
- 指定の封筒で申込書一式を「東京都下水道サービス株式会社」へ郵送
- ▼申込期限
- 8月31日(金)※消印有効

無料 税務相談

- 期日
- 7月18日(水)
- 時間
- 13:30～16:00
- 場所
- 役場2階
第1会議室



問い合わせ先
財務課 税務室
☎ 26-2237(直通)



「男女共同参画社会」って何だろう？

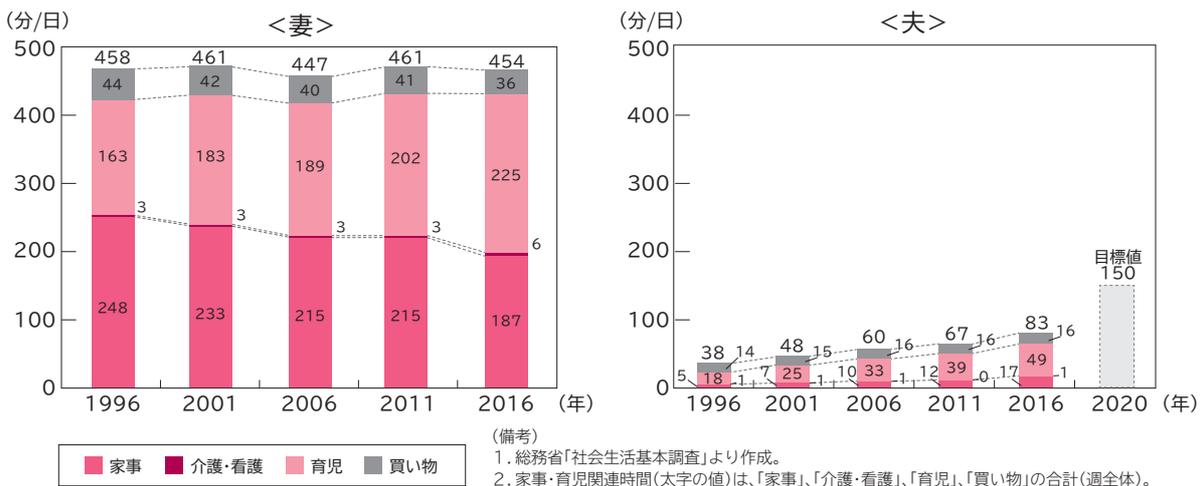


多様で柔軟な働き方で、みんなが変わる、社会が変わる ～はじめの一步は男性の家事・育児・介護から！～

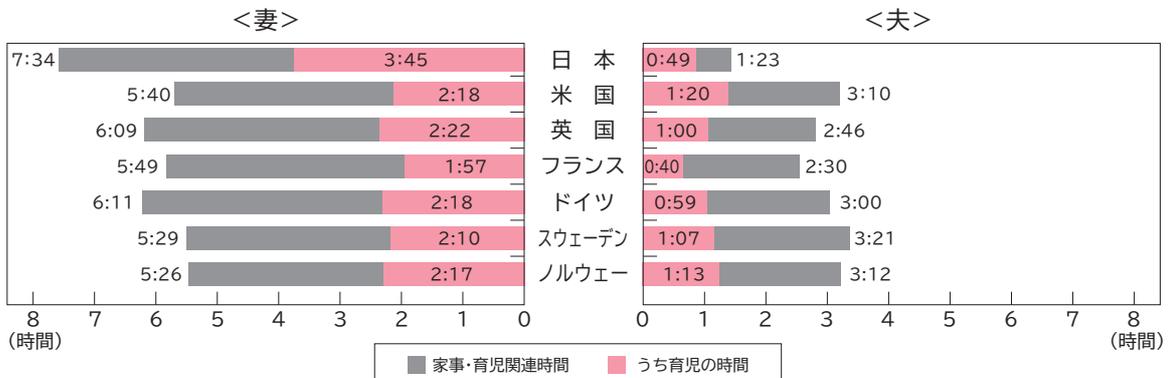
内閣府は、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)レポート」を毎年公表しています。2017年のレポートでは、今後重点的に取り組む課題として「仕事と家事・育児・介護の両立」が特集されました。広報よしおかでは、最新の情報と今後の課題についてご紹介していきます。

家事・育児・介護などに参加する男性の割合は依然として低い状態です。「平成28年社会生活基本調査」によると、6歳未満の子どもを持つ男性の家事・育児関連時間は1日あたり83分で、平成23年の同調査から16分増加しました。その内訳は、家事17分、看護・介護1分、育児49分、買い物16分です。男女差は相変わらず大きく、数値目標に向かって進歩してはいるものの、順調とはいえない状況です。

6歳未満の子どもをもつ夫の家事・育児関連時間(1日あたりの内訳)



6歳未満の子どもをもつ妻・夫の家事・育児関連時間(1日あたり) - 国際比較 -



1. Eurostat "How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men" (2004). Bureau of Labor Statistics of the U.S. "American Time Use Survey" (2016) 及び総務省「社会生活基本調査」(2016年)より作成。
2. 日本の数値は、「夫婦と子どもの世帯」に限定した妻・夫の1日あたりの「家事」、「介護・看護」、「育児」および「買い物」の合計時間(週全体)。

●問い合わせ先 町民生活課 町民サービス室 ☎26-2244(直通)